

## 昇給及び勤勉手当の決定に係る審査等に関する件

(平成二十三年三月三十一日館長決定第八号)

### (趣旨)

1 本件は、昇給及び勤勉手当の決定に係る審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (決定に係る理由の説明要求)

2 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定。以下「給与規程」という。)別表第三イ行政職給料表

(一) (以下「給料表」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者に対し、自己の昇給又は勤勉手当の決定に係る理由の説明(以下「説明」という。)を求めることができる。ただし、説明の要求は、当該決定に基づく最初の給与の支給日の翌日から起算して十日以内(週休日等(週休日(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)第四条第一項に規定する週休日という。)、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日という。以下同じ。))を除く。)に限り行うことができる。

一 給料表の職務の級が七級以上の職員の昇給 所属する部局

(関西館及び国際子ども図書館を含む。以下同じ。)の長

二 給料表の職務の級が六級以下の職員の昇給 所属する課の長

三 給与規程第七条の三第二項に規定する特定管理職員(以下

「特定管理職員」という。)の勤勉手当 所属する部局の長

四 特定管理職員以外の職員の勤勉手当 所属する課の長

3 職員は、前項の説明を受けてもなお不服がある場合は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者に対し、説明を求めることができる。ただし、説明の要求は、前項の説明があった日の翌日から起算して十日以内(週休日等を除く。)に限り行うことができる。

一 給料表の職務の級が七級以上の職員の昇給 副館長

二 給料表の職務の級が六級以下の職員の昇給 所属する部局の

長

三 特定管理職員の勤勉手当 副館長

四 特定管理職員以外の職員の勤勉手当 所属する部局の長

### (審査の申立て)

4 職員は、前項の説明を受けてもなお不服がある場合は、館長に対し、審査の申立てをすることができる。ただし、審査の申立ては、当該説明があった日の翌日から起算して十五日以内(週休日等を除く。)に限り行うことができる。

5 館長は、前項の申立てがあった場合には、当該申立てについて審査した上で、昇給若しくは勤勉手当の決定を変更する決定又は

これを変更しない決定を行い、審査を申し立てた職員に書面で通知する。この場合において、館長は、次項から第十項までに規定するところにより、審査委員会を設置し、審査を行わせることができる。

**(審査委員会)**

- 6 審査委員会は、委員長及び委員三人で組織する。
- 7 委員長は、副館長をもって充てる。
- 8 委員は、部局の長及び総務部人事課長（第二項又は第三項の説明をしたものを除く。）のうちから館長が命ずる。
- 9 委員長は、会務を掌理し、審査の結果を館長に報告する。
- 10 審査委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。
- 11 本件の実施に関し必要な事項は、総務部人事課長が定める。

**附 則**

本件は、平成二十三年四月一日から施行する。